

広島県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 事業者の 名称 | 主たる事務所 の所在地 | 事業所の 名称 | 事業所の 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|
| 株式会社西日本 電工社 | 呉市東中央二丁目八 番一七―三〇一号 | シヨートステイ めぐみ園 | 呉市東中央二丁 目八番一七号 西電ビル二F | 平成二十二年三月 三十一日 |
| 社会福祉法人三 原のぞみの会 | 三原市西野三丁目八 番一八号 | 三原きぼう作業 所福祉用具貸与 事業所 | 三原市明神一丁 目一八番一号 | 平成二十二年三月 三十一日 |
| 社会福祉法人三 原のぞみの会 | 三原市西野三丁目八 番一八号 | 三原きぼう作業 所特定福祉用具 販売事業所 | 三原市明神一丁 目一八番一号 | 平成二十二年三月 三十一日 |
| 株式会社太陽 | 広島市安佐南区山本 四丁目一三番五四号 | オムエルヘル パーステーショ ン | 廿日市市佐方四 丁目九番一五号 | 平成二十二年三月 三十一日 |
| 株式会社太陽 | 広島市安佐南区山本 四丁目一三番五四号 | オムエル居宅介 護支援事業所 | 廿日市市佐方四 丁目九番一五号 | 平成二十二年三月 三十一日 |
| 児玉 篤 | 安芸高田市吉田町常 友三四一番地一 | こだま整形外科 医院 | 安芸高田市吉田 町常友三四一 番地一 | 平成二十二年五月 三十一日 |